

令和4年 1月24日（月）

第 17号

# 「出張所ニュース」

宮古西維持出張所

〒027-0058  
宮古市千徳第14地割29-5  
TEL 0193-71-1760  
FAX 0193-71-1761

宮古西維持出張所ホームページURL [http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10\\_jji/miyakowest/index.html](http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10_jji/miyakowest/index.html)

## ゴミの不法投棄はやめましょう！

国道の敷地内に、ゴミの不法投棄が見受けられます。  
ゴミの不法投棄は犯罪で、罰せられる場合があります。  
道路を利用する方、周辺にお住まいの方にもご迷惑がかかりますので、  
ゴミは持ち帰り適法な処分をするようお願いします。

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》(抜粋)

第四章 雑則

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

不法投棄の状況



twitter   
三陸国道事務所

@sanriku\_mlit

道路の異状を発見したら

井から始まる  
この番号へ

道路緊急  
ダイヤル 

全国共通 24時間受付無料

#9910

